

平成26年度から 個人住民税の均等割が引き上げになります

地方公共団体が実施する防災に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで個人住民税（個人町民税・個人県民税）の均等割がそれぞれ500円ずつ引き上げになります。

これは「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」によるものです。

納める額（均等割税率）

（単位：円）

	現行（年額）	引き上げ後（年額）
個人町民税	3,000	3,500
個人県民税	1,000	1,500
合計	4,000	5,000

○期間 平成26年度から平成35年度までの10年間

*均等割は所得金額にかかわらず定額で課税されます。

町ではこんなことに使われます ○防災倉庫の新設 ○備蓄食料の増量

この財源は地域の防災力を高め、住民のみなさんの安全・安心を守るために使われますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 税務課 課税担当 Tel 内線 134,135